

次の物件について、随時に申込みを受け付け、先着順で売却するので、買受者を公募する。

令和6年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 随時受付に付する売却物件概要等

ア 物件の種別 土地

イ 所在及び地番 甲府市後屋町字四割525番1、525番4、532番7

ウ 地 目 宅地

エ 地 積 2,978.59㎡

オ 売却価格 106,931,000円

2 受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和6年9月26日（木）から令和7年6月19日（木）までの午前9時から12時及び午後1時から5時までの間。（この期間内の土日・祝日・年末年始を除く。）

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階

甲府市総務部契約管財室管財課

電話055-237-5197

(3) 受付方法

持参による受付のみとする。

3 申込みできる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
  - (7) 先着順随時募集受付日から契約日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
  - (8) 地方税を滞納している者
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 4 契約予定者の決定方法
- 契約予定者は、申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に提出した申込順位が一位の者とする。ただし、同一日かつ同一時刻に2者以上の申込みがあつた場合は、直ちに抽選により申込順位を決定する。
- 5 契約書作成の要否及び代金支払方法
- 契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 6 契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 契約保証金の納付等

ア 契約保証金は、甲府市が発行する納入通知書により売買価格の100分の10以上に相当する金額を契約締結時に納付する。

イ 契約保証金は、売買代金に充当する。

ウ 契約保証金には、利息を付さない。

## (2) 違約金

ア 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

## 7 案内書の配付

### (1) 配付期間

令和6年9月26日（木）から令和7年6月19日（木）までの午前9時から12時及び午後1時から5時までの間。（この期間内の土日・祝日・年末年始を除く。）

### (2) 配付場所等

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階

甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ

## 8 特記事項

### (1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡す。

### (2) 土地利用制限

落札した市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

## 9 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）、随時受付募集案内書等の定めによる。